

# 市民税の所得割が非課税か知りたい (目安)

長寿園の入所資格の一つに、「市民税の所得割が非課税であること」とされています。  
ここでは「市民税の所得割が非課税である」ための「所得の目安」を、お知らせします。

## 1 健康保険の「負担限度額証」を持っている方

正式な名称は、

(後期高齢者医療を利用の方は)

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」

(国民健康保険を利用の方は)

「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」

という長い名前ですが、一般には

「負担限度額証」と呼ばれています。

この「負担限度額証」をお持ちの方は、

原則的に市民税が非課税です。

市民税が非課税ということは、

市民税の所得割も非課税です。

ですから、この紙をお持ちの方は、

一般的には、経済的な面では

入所の対象となります。

後		後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限		令和 6年 7月 31日	
交付年月日		令和 5年 8月 1日	
被保険者番号	- - - - -		
被 保 険 者	住 所	<b>見本</b>	
	氏 名		
	生年月日		
発効期日	令和 5年 8月 1日		
適用区分	区分 I		
長期入院 該当年月日		保 険 者 印	
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	3 9 4 0 1 0 9 6		福岡県後期高齢者医療広域連合 福岡県後期高齢者医療広域連合

## 2 単身世帯で、収入が「年金のみ」の方は、所得額が45万円以下の場合

A	B	C	D	入所の可否
			A-B-C	
支払金額	社会保険料	公的年金控除額	<b>所得額</b>	
社会保険料込み	実費	1,100,000 円	450,001 円 以上	収入超過
社会保険料込み	実費	1,100,000 円	<b>450,000 円 以下</b>	<b>入所対象</b>

注 1 総支給額は、社会保険料の額を含む額で厚労省が支払った年金額です。

サラリーマンの給与明細で言うと、「アラ」のイメージです。

注 2 社会保険料は、年金から天引された介護保険料と後期高齢者医療保険料の額です。

注 3 公的年金控除額は、一律で110万円です。

注 4 収入額と所得額は違います。収入額は一般的に銀行口座振込額です。

所得額は、一般的に銀行口座振込額から公的年金控除額をさらに差し引いた額です。

毎年3月ごろに、確定申告用に郵送される年金用の源泉徴収票をもとに計算してみます。